

鳥取県告示第640号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成24年9月14日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
鳥取西部農業協同組合	鳥取西部農業協同組合指定福祉用具貸与事業所	米子市東福原一丁目5-16	平成24年9月4日	平成24年9月30日	介護予防福祉用具貸与
〃	鳥取西部農業協同組合指定特定福祉用具販売事業所	〃	〃	〃	特定介護予防福祉用具販売